

## 白河市ブロック塀等改修助成事業補助金交付要綱

平成31年白河市告示第57号

改正

令和4年3月31日要綱第93号

令和4年8月22日要綱第27号

令和5年3月28日要綱第58号

令和6年3月22日要綱第63号

(趣旨)

第1条 この要綱は、白河市耐震改修促進計画における地震時の建築物の総合的な安全対策の一環として、市民の安全と安心を確保するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合しないブロック塀等を除却、建替え、改修するものに対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、白河市補助金等交付規則（平成17年白河市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難路 白河市耐震改修促進計画に位置付けた避難路をいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、レンガ塀、石塀、その他の組積造の塀（門柱、門扉、控壁及び擁壁（土圧を受ける部分）は除く。）をいう。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の対象者は、次の各号に掲げる要件に全て該当する者とする。

- (1) 個人であること。
- (2) 市税の滞納をしていないこと。
- (3) 当該ブロック塀等の所有者又は当該ブロック塀等の所有者と同一世帯に属する者であること。

(補助の対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、市内に存する避難路沿いにあるブロック塀等のうち、建築基準法に適合しない、又は地震等で倒壊する恐れのあるブロック塀等の除却、建替え、改修であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ブロック塀等の取り壊し及び取り壊しによって生じた廃棄物の運搬及び処分
- (2) 除却部と存置部の取り合いの補修
- (3) ブロック塀等を除却した場所へのブロック塀等やフェンス、生垣の新設
- (4) 既存のブロック塀等の補強

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業から除

くものとする。

- (1) 補助の対象となるブロック塀等の部分について、以前にこの要綱又は他の制度による補助金の交付を受けている場合
- (2) 補助の対象となるブロック塀等が建築基準法第42条に規定される道路内に残される場合
- (3) 補助金の交付決定を受けた日が属する年度のおおむね12月末日までに第10条に規定する実績報告書を提出することができない改修工事である場合
- (4) 第8条に規定する交付決定通知書の通知の日以前に契約及び着手した改修工事である場合

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の3分の2以内かつ15万円以内の額とする。

2 前項の補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事前に補助対象事業について白河市ブロック塀等改修助成事業事前協議書(第1号様式)を市長に提出し、必要な協議を行わなければならない。

(補助金の交付の申請)

第7条 規則第5条第1項に規定する申請は、同項の規定にかかわらず白河市ブロック塀等改修助成事業補助金交付申請書(第2号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事見積書
- (2) 工事着手前の写真(ブロック塀等全景写真及び改修箇所写真)
- (3) ブロック塀等の点検表(第3号様式)
- (4) 市税の納付状況の調査に対する同意書(第4号様式)
- (5) 住民票(世帯票)、登記事項証明書その他の対象ブロック塀等の所有者であることを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、白河市ブロック塀等改修助成事業補助金交付決定(却下)通知書(第5号様式)により、補助金の交付の申請をした者に通知する。

(変更承認の申請等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が当該交付決定後において、事業内容及び補助金額を変更する場合は、白河市ブロック塀等改修助成事業補助

- 金変更交付申請書（第6号様式）を、市長が別に指示する日までに提出するものとする。
- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、その内容等を審査し、適当と認めるときは、白河市ブロック塀等改修助成事業補助金交付変更決定通知書（第7号様式）により補助事業者へ通知するものとする。
- 3 規則第10条第1項の規定に基づき中止及び廃止の承認を受けようとする場合は、同項の規定にかかわらず白河市ブロック塀等改修助成事業中止（廃止）承認申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第16条の規定による実績報告は、同項の規定にかかわらず白河市ブロック塀等改修助成事業実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について市長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度のおおむね12月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 工事請負契約書及び領収書の写し
- (2) 工事完成の写真及び工事中の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、白河市ブロック塀等改修助成事業補助金確定通知書（第10号様式）により当該補助事業者へ通知する。

（補助金の交付の請求）

第12条 補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、白河市ブロック塀等改修助成事業補助金交付請求書（第11号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しを行ったときは、白河市ブロック塀等改修助成事業補助金取消通知書（第12号様式）により補助事業者へ通知する。

（書類の提出部数）

第14条 この要綱による申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和4年3月31日要綱第93号)

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則 (令和4年8月22日要綱第27号)

この要綱は、令和4年8月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年3月28日要綱第58号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後の補助金の交付について適用する。

附 則 (令和6年3月22日要綱第63号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。